新規開業 · 新事業展開支援事業

1 目的

・ 中小企業者等が行う新規雇用を伴う新規開業や新事業展開に係る経費の 一部を補助することにより、地域における安定的な雇用の創出を図る。

2 対象者

・ 中小企業者等(農業者又は農業生産法人も含む)

【申請者となる条件】

- ※富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者
- ※市外から新たに進出して支店登記した事務所を本市内に有している者
- ※補助金交付申請の日の1年前の日から交付申請の日の前日までの間に、事業 主の都合による解雇がない者
- ※市税を滞納していない者
- ※雇用保険の適用事業所である者(新規創業の場合は、見込みで可)
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業 者等ではない者
- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者

3. 補助対象地域

・ 富良野市内全域を対象とします

4 対象となる事業、補助金交付の決定

次のいずれかに取り組む事業であること

ア	新規開業	会社、組合等を設立するなどして新たに事業を開始 するもの
イ	新事業展開	(ア) 現在行っている事業と、日本標準産業分類の細 分類ベースで異なる事業を新たに行うもの
		(イ) 市長が新事業展開と認める事業 ※単純な事業の拡張は非該当とします。

ここで Q&A

Q1 既存のフランチャイズチェーン等と契約を結んで新規開業又は新事業展開する場合は補助の対象となりますか?

- A1 新規開業又は新事業展開する方が、市民もしくは市内に主たる事務所を有するもの、又は市外から新たに進出して市内に支店登記した事務所を有するものであり、この事業の対象要件を満たす者であれば対象にできます。
- Q2 他の事業者から、店舗等を承継し、新規開業又は新事業展開した場合は補助の対象となりますか?
- **A2** 正規雇用として**2**人以上新たに雇い入れた場合は対象とできます。もとも と雇用されていた者を雇用した場合は、「新たな雇用」とはみなしません。
- **Q3** 子会社を新たに設立し、親会社を退職した社員を新たに雇用する場合は補助の対象となりますか?
- A3 補助対象者(この場合では子会社)と資本的、経済的、組織的に独立性が認められない事業主において雇用されていたものを、補助対象者が雇用した場合、「新たな雇用」とはみなしません。「資本的、経済的、組織的に独立性が認められない」を例示すると、株式(議決権)の過半数を有している、その他の方法により実質的に株式(議決権)の過半数を有している、子会社へ役員が送り込まれており経営が実質的にコントロールされているなど。
- 事業の着手から1年以内に、正規雇用として、2人以上新たに雇い入れ、 かつ1年を超えて継続雇用していることが確認できる事業であること。

【新たに雇い入れる者の要件】

- ※新たに雇い入れる者は、満65歳未満の富良野市民であること。
- ※正規雇用の定義~下記の①から④の条件すべてに合致していること
- ① 事業主と労働者との間で雇用期間の定めのない労働契約を締結している
- ② 1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であること(30時間未満の者を除く)
- ③ 通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること
- ④ 支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。ただし、同じ制度を適用しないことに合理的な理由があると認められるものについてはこの限りでない。
 - ⇒通常の労働者=「同じ事業所にて雇用されているフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者(週 30 時間未満の労働時間のものを除く)」
- ※①生計を同一とする親族を雇用するもの、②2親等以内の親族を雇用するもの については、新規雇用者数には含めない。
- ※交付申請日まで継続雇用され、その後も雇用が継続する見込みであること。
- ※労働者の募集方法については、特に制限はない。
- ※ただし、自己都合等により離職(当該若年者の責めに帰すべき理由による解雇を含む)した場合であって、離職の日から1ヶ月以内に代替で新たに雇い入れた場合は、同一の者が継続して雇用されているものと見なすことができる。

• 補助対象経費

1) 事業費補助金

補助対象期間中に発生した対象経費に対して交付します。

対象経費 事業の実施・運営に必要な次の経費 (7) 設備投資資金 機械装置、器具備品その他の設備の取得に要する経費 (イ) 運転資金 賃借料、広告宣伝費、通信運搬費、外注委託費、旅費、 会議費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、 管理費、手数料、その他事業の運営に要する経費 (ウ) 人材育成経費 資格取得及び研修等に要する経費

◆消費税の取り扱い

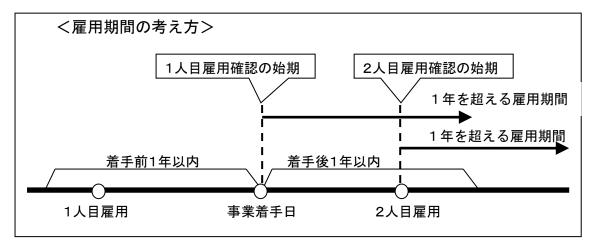
消費税課税事業者が補助金を受給する場合、補助対象経費の中に消費税 等仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請してください。</u>交付申 請時にこの額が明らかでない場合は、減額しないで申請することができま すが、この額の確定後、報告の上、返還していただくことになります。

対象外経費	(ア) 事業主及び役員報酬
	(4) 人件費
	(ウ) 土地の造成費及び取得費
	(エ) 建物及び構築物の造成費、取得費及び改修費
	(オ) 事務所等の賃借料に係る敷金、各種保証金、電話加
	入料等返還が予定される金員
	(カ) 原材料及び商品等仕入経費
	(キ) 法人への出資及び保証金
	(1) 有価証券等取得資金
	(ケ) 接待交際費
	(3) 各種税金及び各種保険料
	(サ) 支払利息
補助金の額	市長が認めた補助対象経費のうち2分の1を補助し
	ます。
補助限度額	100 万円

・ <u>ただし、店舗等を①生計を同一とする親族から賃借するもの、②2親等</u> 以内の親族から賃借するものについては、上記によらず、補助対象外と します。貸主、借主が法人の場合は、法人の代表者との間で同様の血縁 関係があるかどうかで判断します。

2) 雇用奨励補助金

支給要件	補助対象事業の実施に伴い、補助対象期間に、正規雇
	用として雇い入れ、かつ、1年を超えて継続雇用した
	者の人数に応じて支給します。ただし、事業に着手す
	る日前1年以内に新たに雇用が開始された者であっ
	て、当該事業に従事していると市長が認めた者は補助
	対象に含むことができる。この場合の雇用期間確認に
	おける始期は事業着手日から起算するものとする。
補助金の額	新たに雇い入れた者の人数に応じて15万円/人
補助限度額	交付対象となる人数は 10 人まで(上限 150 万円)



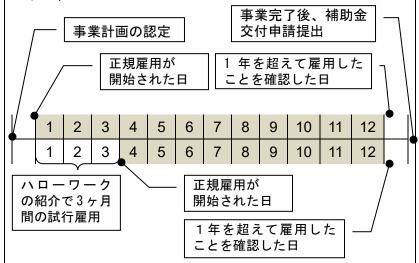
・ 基本的には、他の補助金との併給は禁止ですが(規則第3条第3項第1項)、この補助金に関しては、下記の例により取り扱うこととします。

国の補助金 (ア) 国から事業費にかかる補助金等を受給する場合 事業費補助金が算定の対象外(雇用奨励補助金は交 付可) (4) 国から雇い入れに係る助成金等を受給する場合 当該助成金等の対象となる者が交付の算定の対象外 (国の助成対象外の労働者に係る雇用奨励補助金を 交付) ハローワークの試行雇用奨励金を受給した後、正規雇用 とした場合は、雇用奨励補助金の支給対象とすることが できる(試行雇用奨励金は、正社員としての採用を前提と するものではないため)。 このほかの国の補助金の受給対象となった者について雇 用奨励補助金は交付しない。例えば 3 年以内既卒者トラ イアル雇用奨励金については、3ヶ月の有期雇用の後に正 規雇用で雇い入れた場合、有期雇用期間で月額10万円、

正規雇用での雇い入れに対し50万円の奨励金が交付されることから、市の雇用奨励補助金の対象労働者とはしないこととする。

《試行雇用奨励金と市の雇用奨励補助金の支給イメージ》

通常は、正規雇用してから、1年を超えて雇用を継続したことを確認してから補助金交付申請ができるということになりますが、



ハローワークでの手続を経た後、試行雇用奨励金を活用して3ヶ月間試行雇用し、その後正規雇用した場合は、当該試行雇用期間と正規雇用された期間を合算して1年間を超えて雇用が確保されていれば、補助金交付申請ができることとします。ハローワークの制度では、「試行雇用期間だけで終了しても構わない」とされていますが、試行雇用期間で終了し、別の人を雇用した場合、試行雇用期間は雇用確認期間(1年間)に算入することはできません。

道の補助金

- (7) 道から事業費にかかる補助金等を受給する場合 事業費補助金が算定の対象外(雇用奨励補助金は交 付可)
- (4) 道から雇い入れに係る助成金等を受給する場合 当該助成金等の対象となる者が交付の算定の対象外 (道の助成対象外の労働者に係る雇用奨励補助金を交 付)
 - ⇒例① 道は若年者雇用なので、若年者に該当しない者は補助からもれるが、これを市の補助対象にできる。
 - ⇒例② 道は新規雇用 10 人までが補助対象のため、11 人目 以降は対象からもれるが、市の補助で 11 人目以降を補助対 象とすることができる。

市の補助金

(7) 企業振興促進補助金

富良野市中小企業振興条例第 4 条第 2 項の規定により、補助の対象外

富良野市企業振興促進条例(昭和 62 年条例第 17 号)及び富良野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(平成 22 年条例第 13 号)並びに他の法律等の規定により助成及び税の減免等の措置を受けたものは、前項の規定による助成の対象としない。ただし、一般公衆の利便性を図るための施設等で、特に市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。

- (イ) 店舗等新築改修費補助事業 補助対象経費が重複しないため、交付可
- (ウ) 新規出店家賃補助事業 富良野市中小企業振興条例第 4 条第 2 項の規定によ り、補助の対象外
- ・ <u>当該補助金の補助対象経費に消費税等仕入控除税額がある場合には、これを補助対象外としてください。ただし、この額が明らかでない場合については減額しないで申請することができますが、この額の確定後、報告の上、返還していただくことになります。</u>